



(注1) 「健康保険被保険者証 (事業者名の記載があるもの)」および「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」で確認。

(注2) 「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」(様式第4号) および賃金台帳、所得税源泉徴収簿で確認。  
 審査基準日以降に退職している者は、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用)」、離職票および賃金台帳等で確認。

(注3) 賃金台帳、所得税源泉徴収簿もしくは住民税特別徴収税額の通知書 (特別徴収義務者用) で確認。  
 個人事業者の同居の親族で確定申告書の「事業専従者に関する事項」欄にその者の記載がある場合は、上記または所得税確定申告書第1表と第2表で確認。

※次に掲げる者は「建設業に従事する職員」から除かれます。

- (1) パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者
- (2) 農閑期における農家からの出稼ぎの人など季節的に雇用されている者
- (3) 常勤職員として相当の賃金 (月額80,000円以上をいう) の支給がない者
- (4) 雇用関係の実態がない者

※労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。

雇用保険・社会保険の被保険者について

	雇 用 保 険	社 会 保 険
適用事業所	一人でも労働者を雇用する事業所 (法人個人を問わず)	法人：すべての事業所 個人：常時5人以上の従業者を雇用している事業所
個人事業主	加入できない	加入できない
法人の代表取締役	加入できない	適用される(非常勤は加入できない)
法人の取締役	加入できない(役員報酬のみの場合) ※ただし、部長・支店長・工場長等、従業員としての地位にあり、給料支払い等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合は適用される。	適用される(非常勤は加入できない)
パートタイマー	次のいずれにもあてはまる場合は、適用される ① 1週間の所定の労働時間が20時間以上であること ② 31日以上の雇用見込みがあること	次のいずれにもあてはまる場合は、適用される ① 1日又は1週の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上 ② 1ヶ月の所定労働日数が、一般社員のおおむね4分の3以上
個人事業主の親族	生計が一と認められる場合、同居の場合等は原則加入できないが、次のいずれにもあてはまる場合は、適用される ① 業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確なこと ② 就業の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること ③ 事業主と利益を一にする地位にないこと	生計が一と認められる場合は適用されない。 ※ただし、給料の支払い、税金の申告(源泉徴収)がされ、業務の指揮命令、勤務時間の拘束があり、出勤簿、労働者名簿、賃金台帳が作成され、就労の場、机等が存在し、第三者の従業員と同様の雇用関係が認められる場合は適用される。
法人の代表取締役の親族	適用される ※ただし、事業の規模が零細である場合は、個人事業主の親族と同様の扱いになる。	適用される
法人の取締役の親族	適用される	適用される
65歳以上70歳未満の者	次のものは適用される ① 65歳に達する日前から雇用されていて65歳に達した日以後も引き続いて雇用されている者	適用される
70歳以上の者	上記と同じ	健康保険は適用される(厚生年金は原則加入できない)

※詳細は各ハローワーク、各社会保険事務所にお問い合わせ下さい。